

臓器提供意思表示カードを持ちましょう

平成9年10月16日に「臓器移植に関する法律」が施行され、臓器移植のために提供できる「臓器」は心臓、肺、肝臓、腎臓、すい臓、小腸、眼球となりました。

腎臓、すい臓、眼球は、心臓停止後に摘出しても移植が可能ですが、そのほかの臓器は脳死下で摘出したものでなければ移植することはできません。

脳死下での臓器提供は意思表示カードの書面に表示された本人の生前の意思表示と、家族の承諾の両方が必要です。

心臓停止後の腎臓と眼球の提供は、本人の意思表示がなくても家族の承諾があれば行うことができます。

臓器提供意思表示カードに自分の意思を記入し、常時携帯しましょう

全国には臓器移植希望者（眼球を除く）は約13,000人おられますが、平成17年度に移植を受けられた方は約200人と極めて少ない状態です。

臓器移植は、誰かの善意による臓器の提供があってこそ成り立つ医療です。

臓器移植へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、詳細については下記にお問い合わせください。

(財)岡山県臓器バンク
〒700-0923 岡山市大元駅前3-57
TEL 086-226-0181
FAX 086-223-1223



目の不自由な人のために 愛の光を

失明は、人生の悲しい出来事の一つです。

空の広さ、海の青さや花の美しさを見ることができなくなるばかりか、世の中の様々な情報を得ることが非常に困難となります。

県内には今すぐ手術が必要で、角膜移植の順番を待っている患者さんは37人（18年3月末）おられますが、昨年度、角膜移植のために提供された眼球は10眼で眼球数が非常に不足しています。

自分の死後、目の不自由な人に眼球を提供したいと考えておられる方は、(財)岡山県アイバンクに電話、ファックス、又はハガキでお申し出ください。登録して頂いた方に万一ご不幸があった場合には、ご遺族からアイバンクにご連絡頂きますと医師が派遣され、眼球が摘出されます。また、ご本人が献眼登録しておられなくても、ご遺族が書面で献眼を承諾されれば、眼球を提供することができます。献眼者のご遺体にはすぐそのあとに義眼を入れますので顔の形が変わることはありません。

頂いた眼球は移植希望者に移植され、善意の角膜は視力の回復した方の目となって、いつまでも生き続けることになります。

皆様方の善意をお待ちしています。

なお、詳細については下記にお問い合わせください。

(財)岡山県アイバンク
〒700-0923 岡山市大元駅前3-57
TEL 086-223-6622
FAX 086-223-1223

